○農林水産省令第十五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二十九、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の十四（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金銭債権等と共済契約との誤認防止）	（金銭債権等と共済契約との誤認防止）
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項の場合において、第一項の組合は、前項の規定による掲示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。	（新設）
（農事組合法人の決算書類）	（農事組合法人の決算書類）
第二百十七条　（略）	**第二百十六条の二**　（略）
（削る。）	（電磁的記録）
	第二百十七条　法第七十二条の二十五第四項第三号に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三（第八条関係）	別表第三（第八条関係）
（略）	（略）
水産業協同組合法	水産業協同組合法
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条	第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条